

*公開に当たっては、白紙のページは省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和6年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、令和 5 年 12 月 20 日までは小池勇士前監査委員が、同月 21 日からは平井光雄監査委員が関与した。

令和 6 年 2 月 16 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	平 井	光 雄
同	國 井	政 利
同	木もと	ひろゆき

目 次

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的	1
第2 監査の対象	1
第3 監査の日程	1
第4 監査の実施内容及び実施方法	2
第5 監査の主な着眼点	2
別表1 監査実施団体及び所管部局	4
別表2 実地監査日程	5

II 監査の結果

第1 団体別監査結果	7
1 補助金等交付団体	7
(1) 新宿区職員互助会	7
(2) 一般社団法人Shanti	9
(3) 社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター	11
(4) 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	13
(5) 社会福祉法人尚徳福社会	15
(6) 社会福祉法人杉の子会	18
(7) 学校法人伸びる会学園	21
2 補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者	23
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター	23
3 補助金等交付団体及び指定管理者	27
(1) 若松地域センター管理運営委員会	27
(2) 社会福祉法人奉優会	30
(3) 社会福祉法人新栄会	33
4 指定管理者	39
(1) 株式会社共立	39
(2) 牛込箆笥地域センター管理運営委員会	41
(3) 株式会社フジランド	43
(4) 公益財団法人新宿未来創造財団	45
(5) 紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体	49
(6) 紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体	51
第2 まとめ	53

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査である。

新宿区監査基準第3条第1項第3号に準拠し、法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの、出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて、監査を実施した。

[監査の対象となる団体]

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体をいう。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体をいう。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）

また、財政援助団体等監査と併せて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

なお、本報告書は、新宿区監査基準16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

今回監査を実施した団体は、令和4年度における補助金等交付団体、出資団体、不動産信託の受託者及び指定管理者のうち、別表1に掲げる17団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

第3 監査の日程

令和5年9月8日（金）から令和6年1月26日（金）まで

第4 監査の実施内容及び実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、別表2のとおり実地監査を行い、監査を実施した。

事務局職員は、各団体等から提出される監査資料、関係書類等を調査するとともに、実地監査を行った。

1 補助金等交付団体及び出資団体

(1) 団体

補助金等交付団体及び出資団体の概要、定款、令和4年度決算書、令和4年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、補助金等の執行状況や出資団体の運営状況について、補助金等交付団体及び出資団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金等交付要綱並びに出資に係る事業報告書を基に、補助金等交付団体及び出資団体の関係書類との突合を行った。また、併せて関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

2 指定管理者

(1) 団体

指定管理者の概要、定款、基本協定書、令和4年度協定書、令和4年度決算書、令和4年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、実地監査日程（別表2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、指定管理者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類を基に、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、併せて関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

第5 監査の主な着眼点

1 補助金等交付団体

(1) 団体

ア 補助金等に係る事業は、計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 補助金等に係る収支の事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

- ア 補助金等に係る事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。
- イ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

2 出資団体

(1) 団体

- ア 出資団体の事業等は、出資の目的に沿って適正かつ効果的に運営されているか。
- イ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

- 出資団体への指導監督は、適切に行われているか。

3 指定管理者

(1) 団体

- ア 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- イ 管理業務に係る事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

- ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。
- イ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

別表1 監査実施団体及び所管部局

No.	団体名	区分				監査対象所管部局
		補助金	出資	信託	指定管理	
1	新宿区職員互助会	○				総務部 人事課
2	株式会社共立				○	地域振興部 地域コミュニティ課 地域振興部 四谷特別出張所 地域振興部 笹塚特別出張所 地域振興部 角管特別出張所
3	牛込笹塚地域センター管理運営委員会				○	地域振興部 笹塚特別出張所
4	若松地域センター管理運営委員会	○			○	地域振興部 若松特別出張所
5	株式会社フジランド				○	地域振興部 生涯学習スポーツ課
6	公益財団法人新宿未来創造財団	*	*		○	文化観光産業部 文化観光課
7	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター	○	○		○	文化観光産業部 消費生活就労支援課 福祉部 障害者福祉課 環境清掃部 ごみ減量リサイクル課
8	一般社団法人Shanti	○				福祉部 障害者福祉課
9	社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター	○				福祉部 障害者福祉課
10	社会福祉法人奉優会	○			○	福祉部 地域包括ケア推進課 福祉部 介護保険課
11	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	○				福祉部 高齢者支援課 福祉部 介護保険課
12	社会福祉法人新栄会	○			○	子ども家庭部 保育課 子ども家庭部 保育指導課 子ども家庭部 子ども家庭支援課
13	社会福祉法人尚徳福祉会	○				子ども家庭部 保育指導課
14	社会福祉法人杉の子会	○				子ども家庭部 保育指導課 子ども家庭部 子ども家庭支援課
15	学校法人伸びる会学園	○				教育委員会事務局 学校運営課
16	紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体				○	教育委員会事務局 中央図書館
17	紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体				○	教育委員会事務局 中央図書館

○…今年度監査対象
*…今年度監査対象外

別表2 実地監査日程

実施年月日	団体名
令和5年 10月 3日 (火) 10月 30日 (月) *	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
10月 4日 (水) 11月 2日 (木) *	紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体
10月 4日 (水) 11月 2日 (木) *	紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体
10月 5日 (木) 10月 30日 (月) *	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
10月 6日 (金) 11月 7日 (火) *	公益財団法人新宿未来創造財団
10月 12日 (木) 11月 2日 (木) *	社会福祉法人奉優会
10月 13日 (金) 11月 6日 (月) *	社会福祉法人新栄会
10月 16日 (月) 11月 6日 (月) *	株式会社共立
11月 13日 (月) 11月 14日 (火) *	株式会社フジランド
11月 16日 (木)	新宿区職員互助会
11月 20日 (月)	一般社団法人Shanti
11月 21日 (火)	若松地域センター管理運営委員会
11月 22日 (水)	社会福祉法人杉の子会
11月 27日 (月)	学校法人伸びる会学園
11月 28日 (火)	社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター
11月 30日 (木)	牛込笹筥地域センター管理運営委員会
12月 1日 (金)	社会福祉法人尚徳福祉会

実施年月日の*印は監査委員による実地監査

Ⅱ 監査の結果

II 監査の結果

第1 団体別監査結果

団体別の監査結果は、次のとおりである。

新宿区職員互助会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

新宿区職員互助会（以下「団体」という。）は、昭和30年11月に設立された任意団体である。なお、現在の団体は、新宿区職員互助会に関する条例（平成4年新宿区条例第8号）に基づくものである。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 互助給付事業
- イ 福利厚生事業
- ウ 文化体育事業
- エ 貸付金事業
- オ その他会員の福利厚生の増進に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和4年度に27,701,655円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区職員互助会交付金	27,701,655円	団体の事業を助成するため

※補助金額のうち4,876,000円は、共済企画センター寄付分

イ 根拠法令等

新宿区職員互助会に関する条例

ウ 主な事業実績

(ア) 福利厚生事業外部委託

- ・委託先 株式会社ベネフィット・ワン

- ・委託内容 会員への福利厚生サービスの提供業務
- (イ) 文化体育事業
 - ・活動費の補助（芸術部 1 班、体育部 10 班）
 - ・職員総合文化祭の実施（作品展）

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

一般社団法人 S h a n t i

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

一般社団法人 S h a n t i（以下「法人」という。）は、平成 27 年 3 月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害福祉サービス事業
- イ 地域生活支援事業
- ウ 一般相談支援事業
- エ 特定相談支援事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和 4 年度に 18,004,499 円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金①	17,129,499円	障害福祉サービス利用者の福祉の向上を図るため
新宿区介護・障害福祉サービス等事業者光熱費等価格高騰緊急対応補助金②	875,000円	光熱費等の価格高騰により生じる介護・障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、介護・障害福祉サービスの質の維持を図るため
合計金額	18,004,499円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 29 日 22 新福障事第 317 号）[前記①]

(イ) 令和 4 年度新宿区介護・障害福祉サービス等事業者における光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 27 日 4 新福介推第 857 号）[前記②]

ウ 主な事業実績

(ア) プラナーナ新宿 [前記①]

・就労移行支援事業	利用定員	12 人
	登録人数	3 人

・就労継続支援B型事業	利用定員	28人
	登録人数	37人
	平均工賃	3,985円/月
(イ) 介護・障害福祉サービス等事業者光熱費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記②]		
・プレーナ新宿	補助金額	875,000円

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター（以下「法人」という。）は、昭和51年9月に設立された。

その主な事業活動は、障害福祉サービス事業の経営である。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に19,082,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金①	18,997,000円	障害福祉サービス利用者の福祉の向上を図るため
新宿区介護・障害福祉サービス等事業者光熱費等価格高騰緊急対応補助金②	85,000円	光熱費等の価格高騰により生じる介護・障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、介護・障害福祉サービスの質の維持を図るため
合計金額	19,082,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）〔前記①〕

(イ) 令和4年度新宿区介護・障害福祉サービス等事業者における光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和4年9月27日4新福介推第857号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 東京ワークショップ〔前記①〕

・就労移行支援事業	利用定員	30人
	登録人数	70人
・就労継続支援B型事業	利用定員	30人
	登録人数	49人
	平均工賃	77,285円／月

(イ) 介護・障害福祉サービス等事業者光熱費等価格高騰緊急対応補助事業
[前記②]

・東京ワークショップ 補助金額 85,000 円

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「法人」という。）は、昭和22年10月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 児童養護施設の経営
- イ 特別養護老人ホームの経営
- ウ 障害者支援施設の経営
- エ 保育所の経営
- オ 障害福祉サービス事業の経営
- カ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に15,403,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区医療介護支援補助金①	11,068,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成金②	363,000円	サービスの質の確保・向上を促進するとともに利用者の事業者選択の際の判断情報に寄与するため
新宿区介護・障害福祉サービス等事業者光熱費等価格高騰緊急対応補助金③	3,927,000円	光熱費等の価格高騰により生じる介護・障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、介護・障害福祉サービスの質の維持を図るため
新宿区在宅介護サービス事業者等支援事業協力金④	45,000円	介護を必要とする高齢者及び障害者が、新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者となった場合に、訪問介護事業者等に協力金を交付し、継続的なサービス提供を図るため
合計金額	15,403,000円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号）〔前記①〕
- (イ) 令和 4 年度新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱（令和 4 年 6 月 20 日 4 新福介推第 416 号）〔前記②〕
- (ウ) 令和 4 年度新宿区介護・障害福祉サービス等事業者における光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 27 日 4 新福介推第 857 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区在宅要介護者等への新型コロナウイルス感染症緊急生活支援事業実施要綱（令和 3 年 12 月 1 日 3 新福高支第 1020 号）〔前記④〕

ウ 主な事業実績

(ア) 医療介護支援補助事業〔前記①〕

- ・原町ホーム（入所定員 50 床） 補助金額 11,068,000 円
- 介護職員及び看護職員総数（常勤換算後） 21.2 人
- うち 介護職 18.2 人
- 看護職 3 人
- 医療処置受入者数 月平均 7 人（14%）

(イ) 福祉サービス第三者評価受審〔前記②〕

- ・原町グループホーム〔認知症対応型共同生活介護〕
- 助成金額 363,000 円

(ウ) 介護・障害福祉サービス等事業者光熱費等価格高騰緊急対応補助事業〔前記③〕

- ・原町ホーム 補助金額 2,415,000 円
- ・原町グループホーム 補助金額 847,000 円
- ・原町小規模多機能居宅介護センター 補助金額 665,000 円

(エ) 在宅介護サービス事業者等支援事業〔前記④〕

- ・原町小規模多機能居宅介護センター 補助金額 45,000 円
- 件数 1 件
- 日数 延べ 3 日

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人尚徳福祉会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人尚徳福祉会（以下「法人」という。）は、平成8年8月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 保育所の経営

イ 介護老人保健施設及び老人福祉センターの経営

ウ 放課後児童健全育成事業の経営

エ 病児保育事業及び一時預かり事業の経営

オ 小規模保育事業の経営

カ 幼保連携型認定こども園の経営

キ 地域子育て支援拠点事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に26,349,545円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金①	15,248,000円	保育人材の確保及び定着を図るため
新宿区保育士等キャリアアップ補助金②	6,673,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス推進事業補助金③	1,813,730円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育士等处遇改善臨時特例事業補助金④	1,326,300円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、教育・保育施設等の職員の処遇改善を図るため

新宿区保育所等食材料費等価格高騰緊急対応補助金⑤	659,984 円	教育・保育施設等の原材料や食材料の調達に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、保育の質の維持を図るため
新宿区保育所等光熱費等価格高騰緊急対応補助金⑥	328,531 円	教育・保育施設等の光熱費等に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、事業の維持及び継続を図るため
新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金⑦	300,000 円	継続的な事業実施に向けた環境整備を図るため
合計金額	26,349,545 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和 4 年度新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子指給第 15 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記③〕
- (エ) 令和 4 年度新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子指給第 1372 号）〔前記④〕
- (オ) 令和 4 年度新宿区保育所等食材料費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 30 日 4 新子指給第 1159 号）〔前記⑤〕
- (カ) 令和 4 年度新宿区保育所等光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 22 日 4 新子指給第 2873 号）〔前記⑥〕
- (キ) 令和 4 年度新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子指給第 17 号）〔前記⑦〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園 名	補助金額	補助対象者数
認定こども園新宿ベアーズ	7,274,000 円	11 人
とちょう保育園	7,974,000 円	10 人

- (イ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記②〕

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
認定こども園新宿ベアーズ	6,673,000 円	延べ 243 人

- (ウ) 保育サービス推進事業〔前記③〕

- ・ 認定こども園新宿ベアーズ 補助金額 1,813,730 円
 零歳児保育 延べ 59 人
 一時預かり事業・定期利用保育事業（4 時間未満）延べ 5 人

一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上）延べ 118人
 障害児保育（その他／知的）延べ 14人
 外国人児童受入れ 延べ 12人

(エ) 保育士等処遇改善臨時特例事業 [前記④]

園名	補助金額	賃金改善実施人数
認定こども園新宿ベアーズ	1,326,300円	24人

(オ) 保育所等食材料費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記⑤]

園名	補助金額	対象園児数
認定こども園新宿ベアーズ	659,984円	延べ 2,004人

(カ) 保育所等光熱費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記⑥]

園名	補助金額	開所日数
認定こども園新宿ベアーズ	328,531円	168日

(キ) 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金 [前記⑦]

園名	補助金額	補助対象経費
認定こども園新宿ベアーズ	150,000円	物品購入経費
とちょう保育園	150,000円	物品購入経費

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

社会福祉法人杉の子会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人杉の子会（以下「法人」という。）は、平成13年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 保育所の経営
- イ 放課後児童健全育成事業の経営
- ウ 一時預かり事業の経営
- エ 障害児通所支援事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に48,051,507円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育従事職員宿舍 借り上げ支援事業補助金 ①	23,663,000円	保育人材の確保及び定着を図るため
新宿区保育士等処遇改善 臨時特例事業補助金②	2,150,700円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、教育・保育施設等の職員の処遇改善を図るため
新宿区保育所等食材料費 等価格高騰緊急対応補助 金③	1,267,200円	教育・保育施設等の原材料や食材料の調達に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、保育の質の維持を図るため
新宿区保育所等光熱費等 価格高騰緊急対応補助 金④	433,076円	教育・保育施設等の光熱費等に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、事業の維持及び継続を図るため
新宿区民間学童クラブ運 営費補助金⑤	19,874,800円	民間学童クラブの運営を補助し児童福祉の増進を図るため

新宿区放課後児童支援員等処遇改善事業補助金⑥	607,200 円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、放課後児童健全育成事業を行う事業所の職員の処遇改善を図るため
新宿区学童クラブ等食材料費等価格高騰緊急対応補助金⑦	0 円	学童クラブ等の原材料や食材料の調達に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、おやつ及び給食等の量、質の維持を図るため
新宿区民間学童クラブ等光熱費等価格高騰緊急対応補助金⑧	55,531 円	民間学童クラブ等の光熱費及び燃料費に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、事業の維持及び継続を図るため
合計金額	48,051,507 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和 4 年度新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子指給第 15 号）〔前記①〕
- (イ) 令和 4 年度新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子指給第 1372 号）〔前記②〕
- (ウ) 令和 4 年度新宿区保育所等食材料費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 30 日 4 新子指給第 1159 号）〔前記③〕
- (エ) 令和 4 年度新宿区保育所等光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 22 日 4 新子指給第 2873 号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱（平成 16 年 3 月 30 日 15 新福児第 3006 号）〔前記⑤〕
- (カ) 前記⑥に係るもの
 - i 令和 4 年度新宿区放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子支運第 408 号）
 - ii 令和 4 年度下半期新宿区放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 30 日 4 新子支運第 910 号）
- (キ) 新宿区学童クラブ等における食材料費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 30 日 4 新子支運第 526 号）〔前記⑦〕
- (ク) 新宿区民間学童クラブ等光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 22 日 4 新子支管第 561 号）〔前記⑧〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記①〕

園 名	補助金額	補助対象者数
エイビイシイ保育園	23,663,000 円	30 人

(イ) 保育士等処遇改善臨時特例事業 [前記②]

園名	補助金額	賃金改善実施人数
エイビイシイ保育園	2,150,700円	49人

(ウ) 保育所等食材料費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記③]

園名	補助金額	対象園児数
エイビイシイ保育園	1,267,200円	延べ704人

(エ) 保育所等光熱費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記④]

園名	補助金額	開所日数
エイビイシイ保育園	433,076円	168日

(オ) 民間学童クラブ運営費補助事業 [前記⑤]

- ・エイビイシイ風の子クラブ 補助金額 19,874,800円
登録児童数 29人 (令和5年3月31日現在)

(カ) 放課後児童支援員等処遇改善事業 [前記⑥]

施設名	補助金額	賃金改善実施人数
エイビイシイ風の子クラブ	607,200円	6人

(ク) 学童クラブ等食材料費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記⑦]

施設名	補助金額	対象児童数
エイビイシイ風の子クラブ	0円	0人

(ケ) 民間学童クラブ等光熱費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記⑧]

施設名	補助金額	開所日数
エイビイシイ風の子クラブ	55,531円	290日

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

学校法人伸びる会学園

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

学校法人伸びる会学園（以下「法人」という。）は、昭和53年6月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 伸びる会幼稚園の設置・運営

イ 企業主導型保育事業（NOBIRUKAI NURSERY）の設置・運営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に16,191,583円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区私立幼稚園預かり保育推進補助金①	2,330,000円	私立幼稚園の経営安定化を図るとともに、子育て支援事業の充実を推進するため
新宿区私立幼稚園園児健康管理補助金②	1,101,200円	私立幼稚園における健康管理・保健衛生対策の向上を促し、適切な環境を維持するため
新宿区私立幼稚園幼児教育推進補助金③	9,500,000円	私立幼稚園において特色ある教育活動の推進を図るため
新宿区私立幼稚園安全安心補助金④	1,698,194円	私立幼稚園における緊急時や防犯への対応及び園児等の安全確保を図るため
新宿区私立幼稚園食材料費及び光熱費等価格高騰緊急対応補助金⑤	1,562,189円	食材料費及び光熱費等の価格高騰により生じる私立幼稚園の負担を軽減し、幼児教育の質の維持を図るため
合計金額	16,191,583円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱（平成 23 年 2 月 1 日 22 新教学幼第 1873 号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区私立幼稚園園児健康管理補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日 28 新教学幼第 150 号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区私立幼稚園幼児教育推進補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日 2 新教学幼第 15 号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区私立幼稚園安全安心補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日 28 新教学幼第 145 号）〔前記④〕
- (オ) 新宿区私立幼稚園における食材料費及び光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 16 日 4 新教学幼第 454 号）〔前記⑤〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 私立幼稚園預かり保育推進事業〔前記①〕
 - ・ 伸びる会幼稚園 補助金額 2,330,000 円

通常期	実施日数	19 日／月	平均園児数	47 人／日
春季休業日	実施日数	10 日	平均園児数	37 人／日
夏季休業日	実施日数	30 日	平均園児数	50 人／日
冬季休業日	実施日数	9 日	平均園児数	50 人／日
- (イ) 私立幼稚園園児健康増進事業〔前記②〕
 - ・ 伸びる会幼稚園 補助金額 1,101,200 円
 - 対象園児数 311 人
- (ウ) 私立幼稚園幼児教育推進事業〔前記③〕
 - ・ 伸びる会幼稚園 補助金額 9,500,000 円
 - 対象学級数 12 学級
- (エ) 私立幼稚園安全安心事業〔前記④〕
 - ・ 伸びる会幼稚園 補助金額 1,698,194 円
 - 園庭遊具の更新工事等
- (オ) 私立幼稚園食材料費及び光熱費等価格高騰緊急対応補助事業〔前記⑤〕
 - ・ 伸びる会幼稚園
 - ・ 食材料費 補助金額 244,928 円
 - ・ 光熱費等 補助金額 1,317,261 円

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

《補助金等交付団体・出資団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（以下「法人」という。）は、平成21年4月に一般財団法人として設立され、同年12月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害者、高齢者、若年者、女性等に対する就労支援事業
- イ 中小企業の勤労者、事業主及び新宿区民に対する勤労者福祉事業
- ウ リサイクル活動の普及促進及び活動団体の支援を行う事業
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- オ 無料職業紹介事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として303,000,000円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、令和4年度に388,931,913円を補助金として、110,599,496円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター補助金①	378,392,913円	公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの円滑な事業運営を図るため
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金②	10,539,000円	障害福祉サービス利用者の福祉の向上を図るため
合計金額	388,931,913円	

イ 根拠法令等

(ア) 公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター補助金交付要綱（平成21年4月1日21新地産消第75号）〔前記①〕

(イ) 新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）〔前記②〕

ウ 主な事業実績

(ア) 就労支援事業〔前記①〕

・若年者等就労支援事業 就職者数 7人

- | | | |
|------------------|----------------|--------------|
| | 若年相談件数 | 453 件 |
| ・ 障害者就労支援事業 | 就職者数 | 50 人 |
| | 職業相談件数 | 2,327 件 |
| | 職場定着支援件数 | 6,716 件 |
| ・ 受注センター事業 | 公的受託事業（新宿区等）延べ | 74 件 |
| | 民間受託事業（定期受託）延べ | 94 事業所 |
| | 民間受託事業（軽作業等）延べ | 57 事業所 |
| | 区又は民間からの製作受託事業 | 96 件 |
| ・ コミュニティショップ運営事業 | ふらっと新宿 | 5 店舗 |
| | 福祉商品販売額 | 11,067,932 円 |
| | 実習訓練参加人数 | 58 人 |
| ・ I T 就労訓練事業 | 就職者数 | 2 人 |
| | 利用者登録人数 | 32 人 |
| | 業務受託件数 | 234 件 |
- (イ) 勤労者福祉事業 [前記①]
- ・ 利用会員入会状況 事業所数 1,184 所 利用会員数 5,206 人
(令和 5 年 3 月 31 日現在)
 - ・ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
ぱる新宿ニュースの作成・配布 年 10 回 各 6,300 部
 - ・ 中小企業勤労者福祉に関する各種セミナー等の事業
資格検定講座等 受講者数 14 人
パソコン講座 受講者数 7 人
 - ・ 中小企業勤労者福祉事業
 - ・ 東京都及び区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業
- (ウ) リサイクル活動事業 [前記①]
- ・ 西早稲田リサイクル活動センター事業
家具リユース事業 販売数 447 点
売上金額 2,142,000 円
- (エ) わーくす ここ・から [前記②]
- ・ 就労移行支援（エール） 利用定員 10 人 現員 6 人
就職者数 6 人
平均工賃 24,802 円／月
 - ・ 就労継続支援 B 型（スマイル） 利用定員 30 人 現員 33 人
平均工賃 25,839 円／月
 - ・ 就労定着支援事業 利用登録者数 9 人
- (オ) 無料職業紹介事業 [前記①]
- ・ 無料職業紹介事業 求職者数 26 人
 - ・ 高年齢者無料職業紹介事業 求職者数 1,718 人
就職面接会 参加者数 222 人
- (カ) その他の事業（収益事業（自動販売機による物品販売等）、相互扶助等事業（勤労者福祉事業の会員に対する慶弔金及び見舞金等の給付））

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿リサイクル活動センター①	89,564,874 円	1,066,227 円	86,312,554 円	平成 30 年 4 月 1 日) 令和 5 年 3 月 31 日
新宿区立西早稲田リサイクル活動センター②	21,034,622 円	—	20,847,275 円	平成 30 年 4 月 1 日) 令和 5 年 3 月 31 日
合計金額	110,599,496 円	1,066,227 円	107,159,829 円	

イ 根拠法令等

新宿区立リサイクル活動センター条例（平成 5 年新宿区条例第 16 号）

ウ 主な管理業務の内容

(ア) リサイクル活動センターにおいて行う事業に関する業務 [前記①②]

- ・ごみの減量及びリサイクルに係る資料の収集及び提供に関すること。
- ・不用品の再利用に関すること。
- ・再生資源の保管に関すること。
- ・ごみの減量及びリサイクルに係る講演、講習等の開催に関すること。
- ・リサイクル活動センターの利用に関すること。

(イ) リサイクル活動センターの団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務 [前記①]

(ウ) リサイクル活動センターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務 [前記①]

(エ) リサイクル活動センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 [前記①②]

エ 主な事業実績

(ア) 新宿リサイクル活動センター [前記①]

- ・情報コーナーの運営 図書、資料の閲覧・貸出
 - ・資源回収ステーション 9 品目の資源回収
 - ・「もいちど倶楽部」の運営

出品登録者	1,989 人
出品点数	47,439 点
 - ・フリーマーケットの運営

開催回数	22 回
------	------
 - ・リサイクルに関する講座等の運営

協働型講座	26 講座
直営型講座	6 講座
出前講座	20 講座
 - ・リサイクルイベント等の運営

出展行事	4 件
主催行事	
- (こどもプチまつり)

- ・施設見学等の運営
- ・会議室の貸出 利用件数 592 件
- (イ) 西早稲田リサイクル活動センター [前記②]
- ・情報コーナーの運営 図書、資料、DVD等の閲覧・貸出
- ・資源回収ステーション 9品目の資源回収
- ・フリーマーケットの運営 開催回数 48回
- ・リサイクルに関する講座等の運営 協働型講座 2講座
直営型講座 6講座
- ・リサイクルイベント等の運営 出展行事 4件
主催行事
(西早稲田リサイクル夏祭り)
- ・施設見学等の運営
- ・打合せスペースの貸出 利用件数 369 件

第2 監査の結果

補助金に係る事業及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、出資団体として、指摘すべき事項が認められたため、次のとおり改善を求めた。

所管課についても、指摘すべき事項が認められたため、次のとおり改善を求めた。

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

法人は、雇用する労働者からの内部公益通報について適切に対応せず、新宿労働基準監督署から賃金の一部未払いや就業規則の不備等については是正勧告を受けた。

法人においては、勧告に対する是正措置を行うとともに再発防止に取り組んでいるが、区の全額出資団体として、今後更にガバナンスの強化に向け取り組まれない。

文化観光産業部消費生活就労支援課

法人が区の全額出資団体であることを鑑みると、課は法人に対して、会計経理等が適正に処理されているか、法人の活動が関係法令に準拠しているかは当然のこととして、組織として内部統制が図られているかについても検証しなければならない。

課においては、法人の健全な運営及び発展が図られるよう、必要な指導及び助言を行われたい。

若松地域センター管理運営委員会

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

若松地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成7年10月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 若松地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和4年度に183,108円を補助金として、29,281,552円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区地域コミュニティ事業助成金	183,108円	区民が主体となる地域活動団体が自主的に行う地域課題への取組に対して支援を行い、地域コミュニティの活性化を図るため

イ 根拠法令等

新宿区地域コミュニティへの支援等に関する要綱（令和3年2月10日2新地地コ第481号）

ウ 主な事業実績

- ・若松地域センターコミュニティバスツアー
実施日 11月23日 参加者数 41人
- ・防災講座
実施日 11月27日 参加者数 34人
- ・若松花いっぱい運動
実施日 10月30日 参加者数 220人

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立若松地域センター	29,281,552円	－（※）	25,965,636円	令和3年4月1日 ） 令和6年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

- （ア）若松地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務
- （イ）若松地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務
- （ウ）若松地域センターの施設等の維持管理に関する業務
- （エ）若松地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

- ・登録団体数 205団体（令和5年3月31日現在）
- ・施設全体の利用状況

利用件数	7,104件
利用人数	74,199人
利用率	43.7%

（イ）主な事業の内容

- ・地域センターまつり

若松ふれあいまつり	参加者数	約1,000人
-----------	------	---------
- ・広報誌（わがまちわかまつ）

発行回数	年3回	
	7月・12月	12,000部発行
	3月	10,000部発行
- ・その他コミュニティ事業

手作り講習会	1回	参加者数	20人
みどりの講座	1回	参加者数	16人
文化シリーズ	1回	参加者数	130人
箱根山駅伝大会	1回	参加者数	215人
前庭花壇整備	2回	参加者数	延べ16人
映像鑑賞会	1回	参加者数	20人
芸術作品鑑賞会（展示）	2回		

第2 監査の結果

補助金及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、公の施設の管理について、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

社会福祉法人奉優会

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人奉優会（以下「法人」という。）は、平成11年11月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 老人短期入所事業の経営
- ウ 老人デイサービスセンターの経営
- エ 老人居宅介護等事業の経営
- オ 老人福祉センターの経営
- カ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- キ 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ク 居宅介護支援事業の経営
- ケ 地域包括支援センターの経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に2,356,000円を補助金として、51,984,785円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区介護・障害福祉サービス等事業者光熱費等価格高騰緊急対応補助金	2,356,000円	光熱費等の価格高騰により生じる介護・障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、介護・障害福祉サービスの質の維持を図るため

イ 根拠法令等

令和4年度新宿区介護・障害福祉サービス等事業者における光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和4年9月27日4新福介推第857号）

ウ 主な事業実績

- ・ 優づくりグループホーム新宿西落合 補助金額 679,000円
- ・ 優づくりショートステイ新宿西落合 補助金額 980,000円
- ・ 優づくり小規模多機能介護新宿西落合 補助金額 697,000円

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立西新宿シニア活動館①	28,205,640 円	—	26,651,442 円	平成30年4月1日) 令和5年3月31日
新宿区立北新宿第二地域交流館②	23,779,145 円	—	20,565,538 円	平成31年4月1日) 令和6年3月31日
合計金額	51,984,785 円	—	47,216,980 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立シニア活動館条例（平成20年新宿区条例第19号）〔前記①〕

(イ) 新宿区立地域交流館条例（平成20年新宿区条例第47号）〔前記②〕

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 西新宿シニア活動館〔前記①〕

- ・西新宿シニア活動館において行う事業に関する業務
 - ・シニア世代の者等が行う社会貢献活動その他の地域活動に関すること。
 - ・シニア世代の者等を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
- ・西新宿シニア活動館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・西新宿シニア活動館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(イ) 北新宿第二地域交流館〔前記②〕

- ・北新宿第二地域交流館において行う事業に関する業務
 - ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。
 - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
- ・北新宿第二地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・北新宿第二地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 西新宿シニア活動館〔前記①〕

- ・利用者数 24,173 人
(内訳 団体利用：8,505 人 個人利用：15,668 人)

(イ) 北新宿第二地域交流館 [前記②]

・利用者数 9,436 人

(内訳 団体利用：2,204 人 個人利用：7,232 人)

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、公の施設の管理について、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。

所管課についても、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。

社会福祉法人新栄会

《補助金等交付団体・指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人新栄会（以下「法人」という。）は、昭和5年5月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 更生施設及び宿所提供施設の経営
- イ 無料又は低額な診療所の経営
- ウ 保育所の経営
- エ 児童厚生施設及び放課後児童健全育成事業の経営
- オ 老人居宅介護等事業の経営
- カ 宿泊所の経営
- キ 路上生活者対策事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に58,605,685円を補助金として、382,361,165円を指定管理料として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区保育士等キャリアアップ補助金①	16,494,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス推進事業補助金②	10,830,240円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金③	11,003,840円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、教育・保育施設等の職員の処遇改善を図るため

新宿区専用室型一時保育従事職員等処遇改善臨時特例事業補助金④	152,103 円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、保育施設の職員の処遇改善を図るため
新宿区保育所等食材料費等価格高騰緊急対応補助金⑤	6,403,664 円	教育・保育施設等の原材料や食材料の調達に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、保育の質の維持を図るため
新宿区保育所等光熱費等価格高騰緊急対応補助金⑥	1,799,840 円	教育・保育施設等の光熱費等に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、事業の維持及び継続を図るため
新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金⑦	450,000 円	継続的な事業実施に向けた環境整備を図るため
新宿区非常通報装置（学校 110 番）整備事業補助金⑧	300,000 円	児童の安全確保及び安全管理を徹底し、私立保育所等の安全対策を図るため
新宿区民間学童クラブ運営費補助金⑨	8,594,100 円	民間学童クラブの運営を補助し、児童福祉の増進を図るため
新宿区放課後児童支援員等処遇改善事業補助金⑩	1,758,370 円	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く、放課後児童健全育成事業を行う事業所の職員の処遇改善を図るため
新宿区学童クラブ等食材料費等価格高騰緊急対応補助金⑪	274,000 円	学童クラブ等の原材料や食材料の調達に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、おやつ及び給食等の量、質の維持を図るため
新宿区民間学童クラブ等光熱費等価格高騰緊急対応補助金⑫	45,528 円	民間学童クラブ等の光熱費及び燃料費に係る費用の価格高騰により生じる負担を軽減し、事業の維持及び継続を図るため
新宿区民間学童クラブ入退室管理システム導入等補助金⑬	500,000 円	民間学童クラブにおいて、確実な入退室確認を実施するためのシステム導入及び拡充に要する経費の一部を補助するため
合計金額	58,605,685 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2850 号）[前記①]

- (イ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成 27 年 10 月 14 日 27 新子保運第 2851 号）〔前記②〕
- (ウ) 前記③に係るもの
 - i 令和 4 年度新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子保運第 868 号）
 - ii 令和 4 年度新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子指給第 1372 号）
 - iii 令和 4 年度下半期新宿区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 30 日 4 新子指給第 2879 号）
- (エ) 令和 4 年度新宿区専用室型一時保育従事職員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子保運第 871 号）〔前記④〕
- (オ) 前記⑤に係るもの
 - i 新宿区保育所等における食材料費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 28 日 4 新子保運第 931 号）
 - ii 令和 4 年度新宿区保育所等食材料費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 30 日 4 新子指給第 1159 号）
- (カ) 令和 4 年度新宿区保育所等光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 22 日 4 新子指給第 2873 号）〔前記⑥〕
- (キ) 令和 4 年度新宿区新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子指給第 17 号）〔前記⑦〕
- (ク) 令和 4 年度新宿区非常通報装置（学校 110 番）整備事業補助金交付要綱（令和 4 年 10 月 27 日 4 新子指給第 3117 号）〔前記⑧〕
- (ケ) 新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱（平成 16 年 3 月 30 日 15 新福児第 3006 号）〔前記⑨〕
- (コ) 前記⑩に係るもの
 - i 令和 4 年度新宿区放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日 4 新子支運第 408 号）
 - ii 令和 4 年度下半期新宿区放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 30 日 4 新子支運第 910 号）
- (サ) 新宿区学童クラブ等における食材料費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 6 月 30 日 4 新子支運第 526 号）〔前記⑪〕
- (シ) 新宿区民間学童クラブ等光熱費等価格高騰緊急対応補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 22 日 4 新子支管第 561 号）〔前記⑫〕
- (ス) 令和 4 年度新宿区民間学童クラブ入退室管理システム導入等補助金交付要綱（令和 4 年 10 月 18 日 4 新子支運第 1166 号）〔前記⑬〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記①〕

園名	補助金額	賃金改善実施人数
しんえい子ども園もくもく	16,494,000 円	延べ 601 人

(イ) 保育サービス推進事業 [前記②]

・ しんえい子ども園もくもく	補助金額	10,830,240 円
零歳児保育	延べ	215 人
延長保育事業 (零歳児)	延べ	3 人
延長保育事業 (2 時間・3 時間延長)	延べ	39 人
一時預かり事業・定期利用保育事業 (4 時間未満)	延べ	19 人
一時預かり事業・定期利用保育事業 (4 時間以上)	延べ	648 人
障害児保育 (その他/知的)	延べ	37 人
障害児保育 (その他/身体)	延べ	12 人
アレルギー児対応	延べ	66 人
育児困難家庭への支援	延べ	24 人
保育所等体験	年 11 回・延べ	37 人
保育拠点活動支援	延べ	14 人

(ウ) 保育士等処遇改善臨時特例事業 [前記③]

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
富久町保育園	2,628,180 円	55 人
しんえい子ども園もくもく	3,056,198 円	55 人
新栄保育園	2,600,857 円	46 人
オルト保育園	2,718,605 円	50 人

(エ) 専用室型一時保育従事職員等処遇改善臨時特例事業 [前記④]

園 名	補助金額	賃金改善実施人数
富久町保育園	152,103 円	3 人

(オ) 保育所等食材料費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記⑤]

園 名	補助金額	対象園児数
富久町保育園	1,772,320 円	延べ 4,008 人
しんえい子ども園もくもく	1,734,640 円	延べ 5,115 人
新栄保育園	1,563,616 円	延べ 2,498 人
オルト保育園	1,333,088 円	延べ 2,482 人

(カ) 保育所等光熱費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記⑥]

園 名	補助金額	開所日数
しんえい子ども園もくもく	754,040 円	168 日
新栄保育園	526,603 円	168 日
オルト保育園	519,197 円	168 日

(キ) 新型コロナウイルス感染症対策に係る経費補助金 [前記⑦]

園 名	補助金額	補助対象経費
しんえい子ども園もくもく	150,000 円	物品購入経費
新栄保育園	150,000 円	物品購入経費
オルト保育園	150,000 円	物品購入経費

(ク) 非常通報装置（学校 110 番）整備事業補助金 [前記⑧]

- ・オルト保育園 補助金額 300,000 円
非常通報装置の新規設置

(ケ) 民間学童クラブ運営費補助事業 [前記⑨]

- ・しんえい学童クラブもくもく 補助金額 8,594,100 円
登録児童数 44 人（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(コ) 放課後児童支援員等処遇改善事業 [前記⑩]

施設名	補助金額	賃金改善実施人数
富久町児童館	572,000 円	5 人
富久町学童クラブ	858,000 円	7 人
しんえい学童クラブもくもく	328,370 円	3 人

(サ) 学童クラブ等食材料費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記⑪]

施設名	補助金額	対象児童数
富久町学童クラブ	143,000 円	延べ 448 人
しんえい学童クラブもくもく	131,000 円	延べ 411 人

(シ) 民間学童クラブ等光熱費等価格高騰緊急対応補助事業 [前記⑫]

施設名	補助金額	開所日数
しんえい学童クラブもくもく	45,528 円	293 日

(ス) 民間学童クラブ入退室管理システム導入等補助事業 [前記⑬]

- ・しんえい学童クラブもくもく 補助金額 500,000 円
入退室管理システム新規導入

(3) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立富久町保育園①	350,730,865 円	—	338,033,048 円	令和 3 年 4 月 1 日 ） 令和 8 年 3 月 31 日
新宿区立富久町児童館②	31,630,300 円	—	31,233,668 円	令和 3 年 4 月 1 日 ） 令和 8 年 3 月 31 日
合計金額	382,361,165 円	—	369,266,716 円	

イ 根拠法令等

- (ア) 新宿区立保育所条例（昭和 36 年新宿区条例第 7 号） [前記①]
- (イ) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号） [前記②]

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 富久町保育園 [前記①]
 - ・保育の実施に関する業務
 - ・富久町保育園において行う事業に関する業務

- ・延長保育に関すること。
- ・一時預かり事業に関すること。
- ・休日保育に関すること。
- ・富久町保育園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 富久町児童館 [前記②]
 - ・富久町児童館において行う事業に関する業務
 - ・子供の福祉の増進に関すること。
 - ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
 - ・富久町児童館の施設の利用に関すること。
 - ・富久町児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - ・富久町児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 富久町保育園 [前記①]

- ・定員 164 人
- ・入園児数 157 人、入園率 95.7% (令和 5 年 3 月 31 日現在)

(イ) 富久町児童館 [前記②]

- ・利用者数 24,489 人

(内訳) 小学生	12,240 人	中学生	1,491 人	高校生	282 人
幼児	5,134 人	その他	5,342 人		

第 2 監査の結果

補助金及び公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

株式会社共立

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社共立（以下「法人」という。）は、昭和34年7月に設立された。
その主な事業活動は、次のとおりである。

ア イベントの企画及び制作業務

イ 劇場等における照明・音響・映像のデザイン及び制作業務

ウ 劇場等における照明・音響・舞台機構・映像設備等の管理及び操作業務

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に155,797,398円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立四谷区民ホール①	78,725,155円	19,509,765円	100,021,510円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日
新宿区立牛込簗笥区民ホール②	47,239,643円	10,594,360円	57,005,295円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日
新宿区立角筈区民ホール③	29,832,600円	24,623,800円	52,425,301円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日
合計金額	155,797,398円	54,727,925円	209,452,106円	

イ 根拠法令等

新宿区立区民ホール条例（平成17年新宿区条例第34号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）区民ホールの利用に係る受付、貸出し及び舞台操作等に関する業務

（イ）区民ホール内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）区民ホールの施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

（エ）区民ホールの利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

（オ）区民ホールの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 四谷区民ホール [前記①]

- ・利用件数 140 件
- ・利用率 日割 94.0%

(イ) 牛込笹塚区民ホール [前記②]

- ・利用件数 132 件
- ・利用率 日割 84.1%

(ウ) 角筈区民ホール [前記③]

- ・利用件数 263 件
- ・利用率 日割 87.4%

第2 監査の結果

公の施設の管理について、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。
所管課についても、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。

牛込簞笥地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

牛込簞笥地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成2年6月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 牛込簞笥地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和4年度に28,505,499円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立牛込簞笥地域センター	28,505,499円	－（※）	24,393,912円	令和3年4月1日 ） 令和6年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）牛込簞笥地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）牛込簞笥地域センター内の清潔の保持、整とんその他環境の整備に関する業務

（ウ）牛込簞笥地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）牛込簞笥地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

・登録団体数 269団体（令和5年3月31日現在）

・施設全体の利用状況 利用件数 5,488件

利用人数 49,996 人

利用率 44.3%

(イ) 主な事業の内容

・地域センターまつり

牛込笹笥地域まつり

参加者数 908 人

・広報誌（ほっとたうん）

発行回数 年 2 回

9 月 9,000 部発行

1 月 10,000 部発行

・その他コミュニティ事業

UTC オンステージ

参加者数 314 人、出演団体数 11 団体

たんすサロン 1 回

参加者数 35 人

みんなの部屋 中止

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。
所管課についても、指摘すべき事項が認められたため、改善を求めた。

株式会社フジランド

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社フジランド（以下「法人」という。）は、昭和33年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア ホテル、旅館、食堂の経営
- イ 貸自動車、駐車場の経営
- ウ スポーツ施設、娯楽施設の経営
- エ スポーツ、芸能の興行並びに仲介
- オ 土地、建物の管理、賃貸、売買、仲介
- カ 旅行業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和4年度に242,599,681円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立区民健康村	242,599,681円	186,951,683円	425,196,268円	平成30年4月1日 ） 令和5年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立区民健康村条例（平成6年新宿区条例第24号）

ウ 主な管理業務の内容

- (ア) 区民健康村の宿泊施設、附帯施設及び設備の維持管理に関する業務
- (イ) 区民健康村における宿泊及び飲食のサービスの提供に関する業務
- (ウ) 区民健康村の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- (エ) 区民健康村の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務

エ 主な事業実績

- ・ 宿泊利用者数 19,643人（内訳 区民：12,809人 その他：6,834人）
- ・ 客室稼働率 76.3%

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

公益財団法人新宿未来創造財団

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発

イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成

エ 次代を担う児童や青少年の育成

オ 国際相互理解の促進

カ 地域の魅力の内外への発信

キ 地域社会の健全な発展の促進

ク 区から受託する施設の管理運営に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、令和4年度に530,308,280円を補助金として、1,037,308,948円を指定管理料として支出している。

なお、今回は、これらの支出のうち、文化観光課が所管する指定管理料を監査対象とする。

(2) 文化観光課が所管する指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立新宿文化センター①	250,723,000円	220,558,975円	400,228,179円	令和4年4月1日 ） 令和8年3月31日
新宿区立新宿歴史博物館②	89,458,000円	4,655,259円	90,798,015円	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日
新宿区立林芙美子記念館③	21,978,000円	992,286円	21,683,993円	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日

新宿区立佐伯 祐三アトリエ 記念館④	10,142,000 円	—	8,982,472 円	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日
新宿区立中村 彝アトリエ記 念館⑤	11,766,000 円	—	10,445,264 円	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日
新宿区立漱石 山房記念館⑥	66,825,000 円	5,079,739 円	71,155,493 円	令和3年4月1日 ） 令和8年3月31日
合計金額	450,892,000 円	231,286,259 円	603,293,416 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立新宿文化センター条例（昭和 53 年新宿区条例第 18 号）

[前記①]

(イ) 新宿区立新宿歴史博物館条例（昭和 63 年新宿区条例第 12 号）[前記②]

(ウ) 新宿区立林芙美子記念館条例（平成 3 年新宿区条例第 23 号）[前記③]

(エ) 新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館条例（平成 21 年新宿区条例第 56 号）

[前記④]

(オ) 新宿区立中村彝アトリエ記念館条例（平成 24 年新宿区条例第 43 号）

[前記⑤]

(カ) 新宿区立漱石山房記念館条例（平成 28 年新宿区条例第 46 号）[前記⑥]

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 新宿文化センター [前記①]

- ・新宿文化センターにおいて行う事業に関する業務
 - ・新宿文化センターの利用に関すること。
 - ・文化芸術の振興に関すること。
 - ・区民に対する文化の普及及び支援に関すること。
- ・新宿文化センターの利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・新宿文化センターの利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ・新宿文化センターの施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

(イ) 新宿歴史博物館 [前記②]

- ・新宿歴史博物館において行う事業に関する業務
 - ・新宿及び新宿に関連する地域の歴史及び文化に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること。
 - ・新宿の歴史等に関する講演会、講座等の開催及び広報、出版等の普及活動に関すること。
 - ・新宿の歴史等に関する調査及び研究に関すること。
 - ・新宿歴史博物館の利用に関すること。
- ・新宿歴史博物館の利用の承認及び不承認、利用承認の取消し等並び

に入館の制限等に関する業務

- ・新宿歴史博物館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ・新宿歴史博物館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

(ウ) 林芙美子記念館 [前記③]

- ・林芙美子に関する資料の保管及び展示に関する業務
- ・林芙美子記念館の利用料金の納入、減免及び返還並びに入館の制限等に関する業務
- ・林芙美子記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) 佐伯祐三アトリエ記念館 [前記④]

- ・佐伯祐三アトリエ記念館において行う事業に関する業務
 - ・アトリエの公開に関すること。
 - ・佐伯祐三に関する資料の展示その他の佐伯祐三に関する情報の発信に関すること。
- ・佐伯祐三アトリエ記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(オ) 中村彝アトリエ記念館 [前記⑤]

- ・中村彝アトリエ記念館において行う事業に関する業務
 - ・アトリエの公開に関すること。
 - ・中村彝に関する資料の展示その他の中村彝に関する情報の発信に関すること。
- ・中村彝アトリエ記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(カ) 漱石山房記念館 [前記⑥]

- ・漱石山房記念館において行う事業に関する業務
 - ・漱石山房の展示に関すること。
 - ・夏目漱石に関する著作物、原稿、書簡その他の資料の収集、保管及び展示に関すること。
 - ・夏目漱石に関する調査研究に関すること。
 - ・夏目漱石に関する情報の発信及び提供に関すること。
 - ・夏目漱石に関する講演会、講座等の開催に関すること。
 - ・夏目漱石を通じた地域住民、関係機関等との交流及び連携に関すること。
 - ・漱石山房記念館の利用に関すること。
- ・漱石山房記念館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・漱石山房記念館の利用料金の納入、減免及び返還に関する業務
- ・漱石山房記念館の施設、附帯設備その他の設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 新宿文化センター [前記①]

- ・利用者数 317,745人

- (イ) 新宿歴史博物館 [前記②]
 - ・利用者数 68,190 人
- (ウ) 林芙美子記念館 [前記③]
 - ・利用者数 12,254 人
- (エ) 佐伯祐三アトリエ記念館 [前記④]
 - ・利用者数 9,860 人
- (オ) 中村彝アトリエ記念館 [前記⑤]
 - ・利用者数 7,864 人
- (カ) 漱石山房記念館 [前記⑥]
 - ・利用者数 40,306 人

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体（以下「団体」という。）は、新宿区立四谷図書館及び新宿区立大久保図書館の管理運営を行うため、平成21年8月に設立された。

代表者は株式会社紀伊國屋書店、構成員は株式会社ヴィアックスである。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和4年度に171,423,830円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立四谷図書館①	99,353,414円	—	99,120,575円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日
新宿区立大久保図書館②	72,070,416円	—	72,024,795円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日
合計金額	171,423,830円	—	171,145,370円	

イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 各図書館において行う事業に関する業務

- ・ 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・ 図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること。
- ・ 読書相談、読書案内及び参考調査に関すること。
- ・ 読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること。
- ・ 図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること。
- ・ 他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること。

(イ) 各図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体（以下「団体」という。）は、新宿区立西落合図書館の管理運営を行うため、平成22年8月に設立された。

代表者は株式会社紀伊國屋書店、構成員は株式会社ヴィアックス、不二興産株式会社である。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和4年度に62,518,059円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立西落合図書館	62,518,059円	—	62,398,122円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立図書館条例（昭和44年新宿区条例第14号）

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 西落合図書館において行う事業に関する業務

- ・図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- ・図書館資料の館内での利用及び館外への貸出しに関すること。
- ・読書相談、読書案内及び参考調査に関すること。
- ・読書会、映写会、講習会、展示会等の開催及び奨励に関すること。
- ・図書館を利用することに障害がある者に対する利用の援助に関すること。
- ・他の図書館、学校その他教育機関等との相互協力に関すること。

(イ) 西落合図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

- ・開館日数 292日
- ・入館者数 111,579人
- ・利用登録者数 6,187人
- ・貸出数 個人 (図書資料) 216,922冊 (視聴覚資料) 9,321点
団体 (図書資料) 346冊

- ・レファレンス 975 件
- ・集会・行事サービス

一般向	講演会・その他	10 回
児童向	映画会	3 回
	演劇会・人形劇会	1 回
	おはなし会	62 回
	その他	7 回

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

第2 まとめ

1 総括意見

区は、区政の効率化と区民サービスの向上を目的に、公益上の必要がある事業や民間活力を活用した事業等を実施する団体へ財政的援助等を行っている。このうち、本年度の監査対象となった団体については、監査の着眼点に基づき監査した結果、おおむね適正に行われていたと認められる。

また、併せて所管部局に対して実施した随時監査についても、団体に対し、おおむね適切に指導監督及び関連事務が行われていたと認められる。

2 補足意見

しかしながら、補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者それぞれについて、監査の着眼点別に一部課題が見られたので、次のとおり補足意見を述べる。

(1) 補助金等交付団体について

補助金は、法第232条の2を根拠とし、区が公益上の必要がある事業に対し交付する財政的支援で、区の政策目的を効果的かつ効率的に実現するための有効な手段の一つであり、補助金等交付団体は、住民福祉の向上の一端を担っている。

ア 補助金交付額の算定について

今回の監査では、補助金の対象となる事業実績の算定を誤っているものが見られ、なかには、実際の補助金交付額に影響があり返還が生じているものも見られた。

いずれも補助制度の基本的事項に対する認識不足が原因であると考えられることから、団体においては、改めて補助事業の内容や補助要綱等について制度理解を深められたい。

また、所管部局においては、団体から提出される書類のチェックを確実に行うとともに、補助金の適正な執行を図る観点からも、補助金の仕組みや交付基準について共通認識を持つことができるよう、団体に対し適切に指導されたい。

補助金は、公益上必要がある事業に対し支出しているものであり、公金を財源としていることから、適切な補助金交付事務により、補助金等交付団体にかかる事業の執行が、その目的に沿って行われるよう取り組まれたい。

(2) 出資団体について

出資団体は、行政が直接行うことが困難、あるいはより柔軟かつ効果的・効率的に公共サービスを提供することができる等の理由により、地方公共団体が設立に際し出資を行っている団体である。団体では、設立における出資目的に基づき、自らの判断と責任において事業等を行うものであるが、指定管理や各種事業助成など、地方公共団体の関与のもと、団体の活動を通じて当該地方公共団体の行政目的を達成する事業も多くある。

こうした出資団体に対する監査の範囲は、財政的援助に係る出納その他出納に関連する事務に限定されず、団体の経営全般に及ぶと解される。この観点から、出資団体に対する監査においては、財政的援助に係る状況に加えて、団体の内部統制の状況についても確認した。

ア 内部統制機能の確立と検証について

今回の監査では、団体において、監査を行った補助事業及び指定管理業務については、おおむね適正に履行されていた。しかしながら、臨時職員に対する賃金の一部未払いや就業規則の不備、公益通報に関する不適正な取扱いが確認された。

内部統制の確立によるコンプライアンスをもとにした信頼性の担保や、ガバナンスの効いた健全な運営は、団体の経営における基本的要素である。また、当該団体が区の出資団体であることを鑑みると、団体を所管する部局は、団体に対して、会計経理等が適正に処理されているか、法人の活動が関係法令に準拠しているかを把握することは当然のこととして、組織として内部統制が図られているかについても検証しなければならない。

区及び団体においては、団体における内部統制機能の更なる強化を通じて、設立目的に沿った団体の健全な運営及び発展に取り組まれるよう、努められたい。

(3) 指定管理者について

法第 244 条の 2 に定められた指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対して、効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、管理経費の節減等を図ることを目的としている。

区においても、質の高い公共サービスを提供することにより、公の施設の目的である住民の福祉の増進に資することを目的に、平成 16 年度から導入している。

ア 協定に基づく公の施設の管理について

今回の監査では、年度協定書に基づく人員配置計画で定めた職員の配置人数を、一部満たしていないものが見られた。人員配置については、これまでの報告書でも意見を述べているところであり、指定管理者による区民サービスの提供を確保するために遵守すべき重要な事項である。

年度協定書で定めた人員を充足できない事態が生じ、仕様や指定管理料の変更が必要となった場合は、人件費の収支差額の取扱いを含め、年度協定書の見直しについて十分に検討すべきである。年度協定書は区と団体との間の取決めを明文化するためのものであり、口頭のみでなく書面等により記録を残し、相互に確認の上、変更後の協定事項を明らかにされたい。

指定管理料は、民間ノウハウやアイデアを最大限に生かした自主的な経営努力を促す観点から、原則精算を行わない仕組みとなっている。しかし、業務不履行や人員配置の不足など、指定管理者の経営努力によらない執行残は、精算の協議を行うべきものであり、これを放置すれば、指定管理者の意図的な不正を阻止することが困難となる。

所管部局においては、現地での業務履行状況の確認等を含め、公の施設の設置管理者として施設の管理運営状況を適時把握し、指定管理者に対して適切な指導・監督に努められたい。

施設運営における人員配置は、指定管理施設の管理運営に必要とされる人員を配置するものであり、その不足は管理運営の不備やサービス低下をもたらす要因となるものである。一方で昨今、深刻化する人材不足により、指定管理施設の管理運営に必要な人員確保が課題となってきた。施設利用者の安全・安心や施設サービスを維持するためにも、適切な人員配置についても検討されたい。

イ 公租公課の取扱いについて

今回の監査では、公租公課の取扱いについて、協定で明示されていない団体が複数見られた。中には、指定管理者に納税義務のある協定書に貼付した印紙税を、指定管理業務に係る経費として計上している団体も見られた。区の「公の施設に係る指定管理者制度の活用方針マニュアル」において、公租公課にかかる事業者と区の経費分担については、協定で規定すべきものとして挙げており、収支計画を作成するうえでも明確にする必要がある。

所管部局においては、指定管理業務により負担すべき公租公課を積算したうえで、最終的な納税義務者がどちらであるかを明確にする等、その取扱いについて適切に対応されたい。

ウ 法人本部事務費の取扱いについて

指定管理料の中で占める法人本部事務費の割合について、区において特に明確な統一基準はなく、団体や施設によってその算出方法は様々である。社会福祉法人や株式会社等、法人形態によって法人本部に係る経費に差が生じることは当然であるが、指定管理業務に係る直接人件費や施設管理経費と、指定管理業務を履行するに当たって要する法人本部事務費は、区別する必要がある。これが不明瞭な場合、指定管理業務において生じる収支差額の「利益相当」「損失相当」の金額を把握できなくなる恐れがあり、指定管理料の妥当性や指定管理者の経営努力の確認が困難となる。

今回の監査では見られなかったが、令和4年度の監査において、法人本部事務費に収支差額を加減して計上し、収入額と支出額を同額とした収支報告を行っている事例も見られたところである。区においては、法人本部事務費及び利益水準の適正性について検討されたい。

区及び団体においては、今後も指定管理業務を行う上で生じる課題について、両者間で十分な協議を行い、共通理解を確立した上で、区においては、団体から提出された実績報告書等から収支差額や法人本部事務費の基準の適正性を必ず確認し、住民サービスの維持・向上を図り、より効果的かつ効率的な施設運営が図られるよう努められたい。

印刷物作成番号
2023-5-5101

令和5年度
財政援助団体等監査結果報告書

令和6年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤルイン)
FAX (03) 5273-3539

この印刷物は、業者委託により310部印刷製本しています。その経費として、1部当たり385円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。